



注目1

新型コロナウイルスワクチン関連情報

小児(5～11歳)の3回目接種が始まりました

健康づくり課新型コロナウイルスワクチン接種担当 (☎ 590-7355)
北本市コロナワクチンコールセンター (☎ 0120-152-187)

小児(5～11歳)接種の概要

9月6日付で関係法令等の一部改正が行われ、小児用ファイザー社ワクチンで追加接種(3回目)ができるようになりました。小児用ファイザー社ワクチンは、**5歳の誕生日の前日から12歳の誕生日の前々日までのお子さん**が対象です。3回目の接種は、2回目の接種日から5か月後以降に受けることができます。なお、3回目の接種券は、2回目の接種日から約4か月後に市からお送りします。

	初回(1・2回目)接種	追加(3回目)接種
ワクチン	ファイザー社(5～11歳)	ファイザー社(5～11歳)
接種間隔	3週間(※)	2回目の接種後、5か月以上
接種対象年齢	1回目の接種日に5～11歳	3回目の接種日に5～11歳

※1回目の接種から間隔が3週間を超えても1回目から受けなおす必要はありません。できるだけ速やかに2回目の接種を受けていただくことをお勧めします。

もうすぐ12歳の誕生日を迎えるお子さんの保護者の皆さんへ

12歳の誕生日の前日以降に接種をする場合は、12歳以上用のファイザー社ワクチンを接種します。

また、接種場所が変わります。詳細は市ホームページをご覧ください。



12歳の誕生日の前々日まで

①②→③

※円の中の数字が接種回数です

● 小児(5～11歳)用ファイザー社ワクチン

○ 12歳以上用ファイザー社ワクチン
(1・2回目は従来型、3回目はオミクロン株対応型)

12歳の誕生日の前日以降

①②→③

①②→③

①②→③

1回目を「12歳の誕生日の前々日」までに接種し、2回目を「12歳の誕生日の前日以降」に接種する場合は、1・2回目ともに小児用ファイザー社ワクチンを接種します。

※間違い接種防止のため、可能な限り誕生日の前々日までに2回目を接種してください。

オミクロン株対応ワクチン
接種実施中

10月以降、市内医療機関で追加接種(3回目以降)のワクチンをオミクロン株対応ワクチンへ切り替えて接種を実施しています。オミクロン株対応ワクチンの対象者は、2回接種が完了している12歳以上の人です。詳細は市ホームページをご覧ください。



注目2

令和4年度住民税非課税世帯へ5万円を支給予定

【電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金】

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に現金給付を行う予定です。

共生福祉課地域共生担当 (☎ 590-2900)



対象者 令和4年度住民税が非課税である世帯

- ・基準日(令和4年9月30日)時点で北本市に住民票があること
- ・世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯であること

受給方法 ①「令和3・4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金」を確認書の返信をもって
受給済で世帯構成が変わっていない世帯

手続き不要

給付決定通知書(ハガキ)が届き、一定期間後ハガキの口座へ入金
ハガキ発送予定: 11月上旬 入金予定: 11月下旬

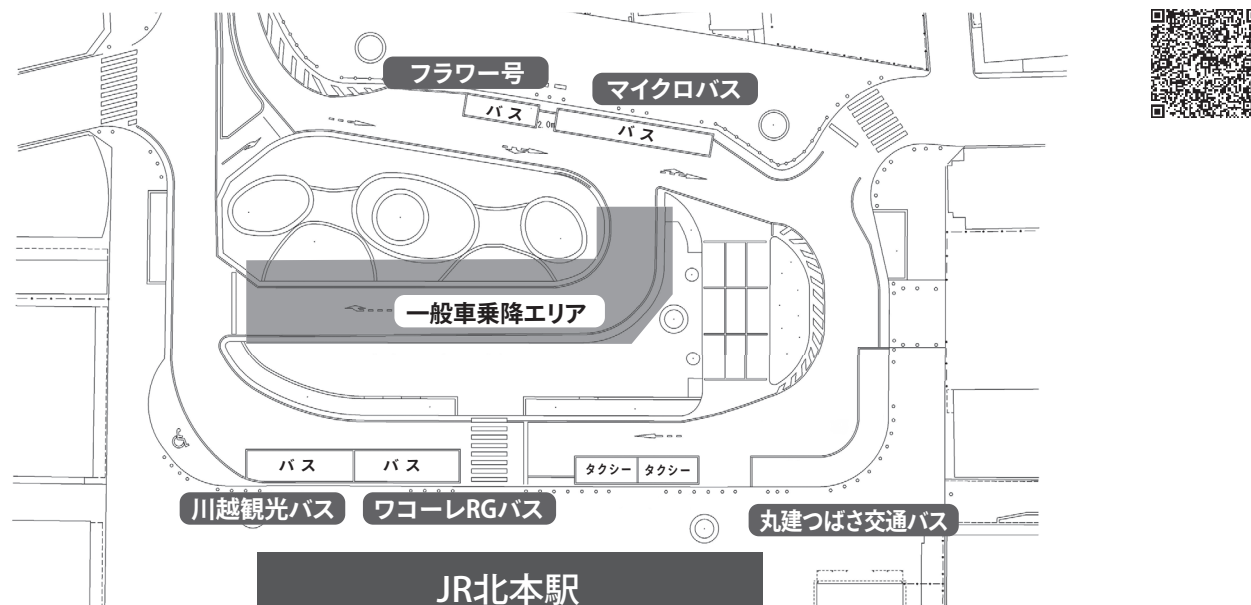
②①以外で対象になる世帯 → 手続き必要 詳細は広報きたもと12月号、市ホームページへ

注目3

北本駅東口ロータリー 一般車とバスの乗降場が変更

北本駅東口ロータリー内の事故防止のため、11月21日(月)から以下の通り一般車とバスの乗降場を変更します。

建設課新設改良担当 (☎ 594-5554)



注目4

ひとり親家庭等の医療費を助成します

子育て支援課子育て支援担当 (☎ 594-5537)

母子家庭、父子家庭、父または母が障害者である家庭などの「ひとり親家庭等」の生活の安定と自立を支援し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を助成します。助成を受けるには、登録申請し、ひとり親家庭等医療費受給資格証の交付を受ける必要があります。

未登録の人へ 窓口で登録手続きをしてください

対象者 市内に住所を有する、母子家庭・父子家庭などの18歳年度末(一定の障害がある場合は20歳未満)までの児童とその母・父・養育者(所得制限あり)

登録に必要なもの

児童扶養手当を受給していない人

- ・戸籍謄本 ・健康保険証 ・申請者の本人名義の通帳等
- ※児童扶養手当全部支給停止の場合、戸籍謄本は不要です

児童扶養手当を受給している人

- ・児童扶養手当証書 ・健康保険証 ・申請者の本人名義の通帳等

登録済の人へ 現況届をお忘れなく

ひとり親家庭等医療費の受給資格者(受給者証の交付停止者も含む)は、受給資格を更新するために現況届の手続きが必要です(児童扶養手当現況届の手続きがお済みの人は届け出の必要はありません)。

対象者には、11月に通知文を送付します。

窓口払い廃止医療機関が「北本市内」から「埼玉県内」へ拡大します

令和5年1月診療分から、ひとり親家庭等医療助成(窓口払い廃止)の対象地域が、「北本市内」から「埼玉県内」の実施医療機関に拡大します。

対象者 令和4年度ひとり親家庭等医療費現況届(児童扶養手当現況届も含む)の審査結果に基づき、支給対象となった人。新しい受給者証は、12月下旬までに送付します。現在お持ちの受給者証は、令和5年1月1日以降は使用できませんのでご注意ください。